

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」
に対する信用金庫業界としての意見

社団法人 全国信用金庫協会

(基本認識)

私ども信用金庫業界では、今般、日本郵政株式会社が認可申請を行った「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」及び「承継会社が行う業務の運営の内容及び見通し」（以下、併せて「実施計画」という。）は、今後10年間に於ける民営化の移行プロセス全体を示すものであり、日本郵政株式会社は、実施計画に記載した業務範囲の中で、民営化を進めていくものと認識している。

郵政民営化委員会におかれては、政府が実施計画の認可を行うにあたり、意見を述べる事ができる唯一の機関として、重要な責任を負うものであり、私どもの意見を真摯に受け止め、政府に対して意見を申し述べていただきたい。

こうした認識の下、今回認可申請がなされた実施計画については、これまで私ども信用金庫業界が、郵便貯金事業の民営化について、①肥大化した規模の縮小を図り、②公正な競争条件を確保するとともに、③地域経済の再生とそのための地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが、郵政改革の本旨に照らして重要である、と強く主張してきたことに対して、規模の縮小のための具体的な施策が盛り込まれていないばかりか、株式早期上場・処分に偏重するあまり、公正な競争条件が確保されない段階から、郵便貯金銀行が新規業務に進出することを計画しているものであり、民業圧迫の方向性が色濃く打ち出された内容となっており、私どもとしては誠に遺憾である。

さらに、政府の強い関与が残る郵便局株式会社においても、民業を圧迫する計画が盛り込まれており、私ども信用金庫業界としては、郵政民営化委員会がこうした民業圧迫に対する懸念について、政府に強く意見を申し述べていただくことを重ねて要請する。

(規模の縮小)

実施計画においては、民営化移行時の預金残高を188兆円（うち特別預金133兆円）、平成23年度事業年度末では164兆円（うち特別預金46兆円）と見込んでいる。市場の埒外にあった巨額の郵貯の参入により、我が国金融市場に大きな影響を与えることが容易に想定される中、昨年12月に郵政民営化委員会が公表した「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所

見」(以下、「所見」という。)においても、「肥大化したバランスシートの規模を縮小することが必要である」旨の指摘がなされているところである。

しかしながら、実施計画で示された164兆円は、我が国金融市場に与える影響を軽減する規模とは到底考えられない。市場の混乱を可能な限り回避するためには、肥大化した郵貯の規模を適正規模まで縮小することが、まずもって必要なことである。また、実施計画では、特別預金は87兆円減少すると見込んでいるものの、全体の預金量は24兆円の減少しか見込んでいない。これは、民営化移行前の定額貯金の相当部分が、民営化後の新契約に振替わることを想定し、さらに、その受け皿として、規模の肥大化につながりかねない流動性預金の預入限度額の廃止も盛り込むなど、実施計画は我が国金融市場の安定への配慮に欠けているといわざるを得ない。

したがって、郵政民営化委員会は、我が国金融市場の混乱を可能な限り回避するために、肥大化した郵貯の規模を適正規模まで縮小することが重要であることを改めて主張し、実施計画において、更なる規模縮小の具体的なプランを明示する必要がある、との意見を強く申し述べていただきたい。

(公正な競争条件の確保)

私どもは、公正な競争条件の確保について、1つは「暗黙の政府保証」があるゆえに新規業務を認めるべきではない、2つ目は内部管理・リスク管理態勢の整備と業務遂行能力の確保が重要である、と主張してきた。

第1点目の「暗黙の政府保証」に関して所見では、「暗黙の政府保証が残存するというパーセプションは預金者・加入者の誤解に基づくもの」と整理されているが、私どもとしては、民営化を成功させなければならないという政府の責務と、「政府の出資」とが相まって、預金者等が「郵貯は安全である」という認識となるのであり、その認識が容易に変わることはないと考えている。

さらに、今回の実施計画では、郵便貯金銀行が、最終的に政府出資の残る郵便局株式会社とのシナジー効果を前面に掲げ、グループでの連携を密にすることを標榜している。このような郵便貯金銀行の実施計画をみれば、国に対する信頼が厚い預金者等は、政府がいかなる広報活動を展開したとしても、「郵貯は安全である」との認識が容易に変わるとは到底考えられない。

したがって、郵政民営化委員会は、政府に対して、実施計画に謳っている住宅ローン等の新規業務の取扱いについては、今後の新規業務の調査審議にあたり、一般預金者等の郵貯に対する基本認識の検証・把握により「暗黙の政府保証」の解消が確認されることが前提となることを、明確に表明すべきである。

第2点目の内部管理・リスク管理態勢の整備と業務遂行能力の確保に関しては、所見において、「他の民間金融機関と同等の態勢を構築すべきことは当然である」、「経営の健全性確保の観点から、厳格なALMの実施を求める」と指摘されているとおり、私ども信用金庫業界としても、郵便貯金銀行及び郵便局株式会社に相当な努力が必要と考える。さらに所見で「他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが当然」と指摘された点を併せ、郵政民営化委員会は、政府に対して、実施計画に盛り込まれた内部管理・リスク管理態勢の整備と業務遂行能力の確保に関する事項について、厳格な検査監督を確実に履行すべきことを求めるべきである。

(地域金融の安定)

これまで私どもでは、郵政民営化委員会に対して「地域金融の安定への配慮」は極めて重要であり、より慎重な検討が必要であることを主張してきた。とくに、中小企業向け貸出に関しては、①市場が縮小傾向を辿る中で、メガバンク等の参入もあり、そうした市場に郵便貯金銀行が参入してくることになれば、更なる過当競争が懸念されること、②リレーションシップ・バンキングは、質の高いコミュニケーションを通じて、企業の経営状況等を的確に把握し、中小企業等への金融仲介機能を強化するものであり、そうした業務への安易な参入は、中小企業の経営に悪影響を及ぼし、ひいては地域経済の再生・活性化が阻害されるなど、地域金融に重大な混乱が生じる恐れが強いこと、を指摘してきた。

実施計画には事業性貸出業務に関する記載は見当たらないが、本計画は、移行プロセス全体を決定するものであり、今後の計画変更によって事業性貸出業務が認められるべきではない。郵政民営化委員会は、そうした業務の取扱いは極めて困難であることを、政府に対して言明すべきである。

以上